

平成23年7月21日(木)～7月31日(日)

青森県実施要綱

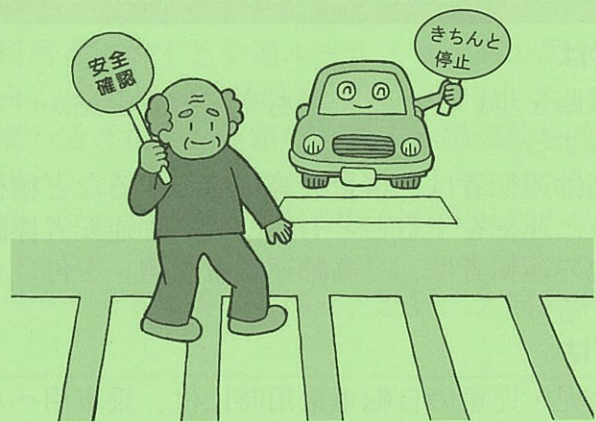
夏の交通安全県民運動

我が親と 思えば待てる その横断

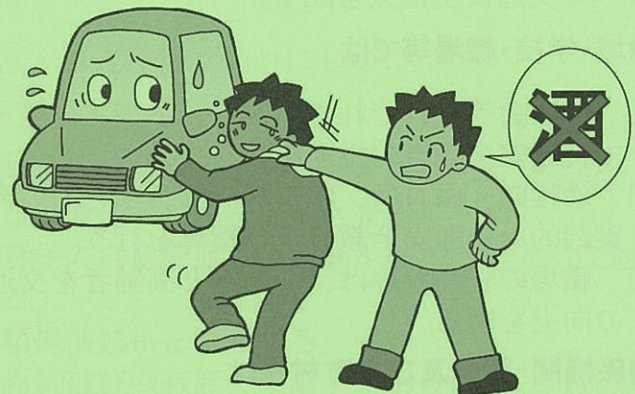
(平成23年高齢者交通安全スローガン 銀賞)

運動の重点

1 子どもと高齢者の交通事故防止



2 自転車の安全利用の推進



3 飲酒・暴走運転の根絶



青森県交通対策協議会

1. 期 間

平成23年7月21日（木）から7月31日（日）まで（11日間）

2. 目 的

県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

3. 運動の進め方

運動を効果的に推進するため、市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

4. 運動の重点と主な推進事項

1 子どもと高齢者の交通事故防止

運転者は

- 道路を歩いている子どもや高齢者を見かけた場合は、減速・徐行するなど思いやり運転を励行する。
- 高齢運転者は、講習会等に参加するなど積極的に運転適性診断を受け、自分の運転能力にあった運転をするとともに、「高齢運転者標識（高齢者マーク）」を表示するよう努める。
他の運転者は、「高齢運転者標識」を付けた自動車には幅寄せ・割り込み等をしないようにする。

家庭では

- 幼児・児童の自転車乗用時には、乗車用ヘルメットを着用させるよう努め、自動車乗車時には、チャイルドシート・シートベルトを正しく着用させる。
- 子どもや高齢者が外出するときは、事故に遭わない、事故を起こさないように、家族ぐるみで交通安全に気を配る。

地域・学校・職場等では

- 町内会等それぞれの単位で、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や各種機会を捉えて交通安全教育の推進を図る。
- 幼稚園、保育所、学校等では、子どもの発育段階に応じた行動特性や事故の実態に応じた実践的な交通安全教育及び指導を行う。
- 職場の管理者等は、子どもと高齢者を交通事故から守るという職場ぐるみの交通安全意識の向上を図る。

関係機関・団体及び市町村等は

- 各種広報媒体を活用し、子どもと高齢者の交通事故の実態や行動特性を踏まえた広報啓発活動を積極的に実施する。
- 75歳以上の運転者の免許更新時に講習予備検査（認知機能検査）が導入されたことの周知を図る。
- 改正道路交通法等の施行により、高齢運転者等専用駐車区間制度の導入及び新しい高齢運転者標識の様式が制定されたことの周知を図る。
- 事故実態や交通環境に応じた、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に行う。

2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者は

- 交通社会の一員であることを自覚し、交通ルールの遵守と交通マナーを実践する。
- 歩行者や通行車両に注意し、歩道等を通行する時は歩行者保護を徹底する。
- 交差点や歩道を横断する時は、一時停止・安全確認を徹底する。また、信号及び正しい通行方法を遵守する。
- 二人乗り・傘差し・携帯電話使用・ヘッドホン使用等の危険性を再認識し、安全通行を徹底する。
- 夕暮れ時には早めにライトを点けるよう心掛け、夜間点灯を徹底する。
- 自転車の点検整備の励行と反射材用品の活用を心掛ける。

地域・学校・職場等では

- 参加・体験・実践型の自転車教室の開催などを通じて、自転車利用者の交通ルールと交通マナーの啓発を図る。
- 中学校・高等学校等においては、自転車通学の生徒が他の道路利用者に迷惑を及ぼしたり事故に遭うことがないように、通学路の安全点検や街頭指導等を実施する。
- 夕暮れ時や夜間における事故を防止するため、ライトの早め点灯や反射材用品等の活用を指導する。

関係機関・団体及び市町村等は

- 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による自転車のルールを遵守した安全利用の促進を図る。
- 自転車道、歩道や駅周辺、商店街等の自転車の通行が多い道路の交通安全総点検を推進する。
- 夕暮れ時や夜間における事故を防止するため、ライトの早め点灯や反射材用品等の活用及び普及啓発を徹底する。
- 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用の促進と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進についての周知を図る。

3 飲酒・暴走運転の根絶

運転者は

- 飲酒・暴走運転の危険性を十分に認識し、飲酒・暴走運転は絶対にしない。

家庭・地域・職場等では

- 飲酒・暴走運転の危険性、反社会性、事故発生時における責任の重大性について、家庭・地域・職場で話し合い、飲酒・暴走運転を許さない環境づくりを促進させる。
- 各種会合等を通じて、運転者としての社会的責任の自覚を促し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上などに重点を置いた指導を徹底する。
- 酒類を提供する飲食店等では、運転者への酒類提供禁止を徹底する。
- 自動車運送事業者の営業所等では、点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等のほかアルコール検知器によるチェックを徹底する。

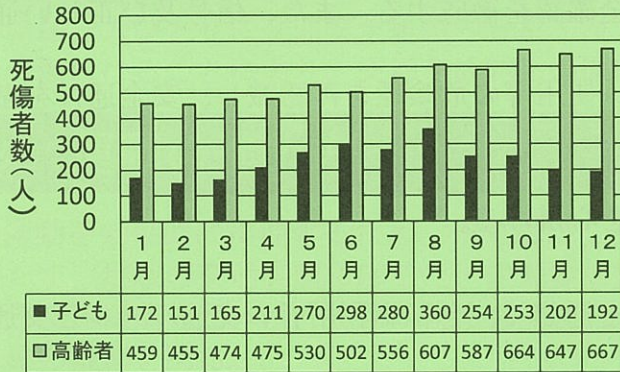
関係機関・団体及び市町村等は

- 各種広報媒体を活用し、飲酒・暴走運転の危険性、反社会性、事故発生時における責任の重大性等について繰り返し広報・啓発する。
- 酒酔い運転等の欠格期間の延長を始めとする飲酒運転に対する行政処分が強化されたことについての周知徹底を図る。
- 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

～夏期に多い交通事故～

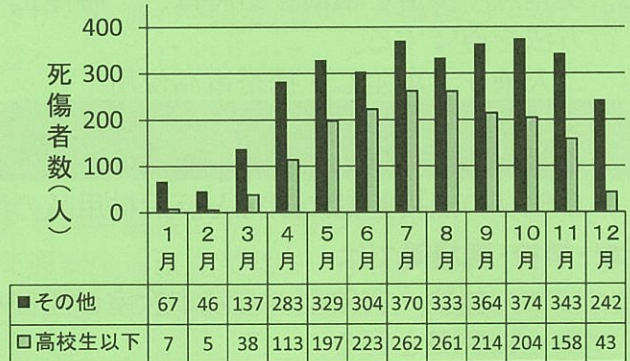
過去5年間（平成18～22年）の交通事故発生状況

子どもと高齢者の死傷者



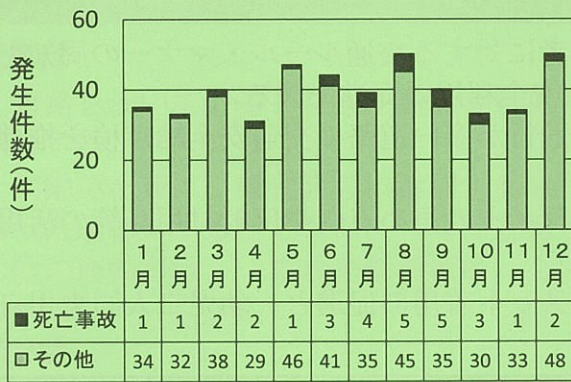
子どもの死傷者は8月が最多、高齢者は10～12月に次いで8月が多い。

自転車利用中の死傷者



高校生以下の死傷者は7～8月が最も多い。

飲酒運転による交通事故



死亡事故は8月と9月が最多、総発生件数は12月が最も多い。

自転車安全利用5則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

青森県交通対策協議会関係機関・団体

- | | | |
|-------------------|------------------------|--------------------------|
| 青森県 | (社)青森県タクシー協会 | (社)青森県建設業協会 |
| 青森県議会 | (社)青森県トラック協会 | (財)青森県消防協会 |
| 青森県教育委員会 | (社)青森県バス協会 | 青森県ドライブイン協会 |
| 青森県警察本部 | (社)青森県指定自動車教習所協会 | 東日本高速道路(株)東北支社青森管理事務所 |
| (財)青森県交通安全協会 | (社)青森県自動車整備振興会 | 青森県道路公社 |
| 青森県市長会 | 青森県軽自動車協会 | 東日本旅客鉄道(株) |
| 青森県町村会 | 青森県二輪車安全普及協会 | 弘南鉄道(株) |
| 青森行政評価事務所 | 損害保険料率算出機構青森自賠責損害調査事務所 | 十和田観光電鉄(株) |
| 青森地方検察庁 | (社)青森県自動車団体連合会 | 津軽鉄道(株) |
| 青森地方務務局 | 青森県自転車軽自動車商業協同組合 | 八戸臨海鉄道(株) |
| 青森労働局 | 青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会 | 青い森鉄道(株) |
| 東北地方整備局青森河川国道事務所 | 陸上自衛隊第九師団 | (株)東奥日報社 |
| 東北運輸局青森運輸支局 | 青森県商工会議所連合会 | (株)デーリー東北新聞社 |
| (独)自動車事故対策機構青森支所 | (社福)青森県社会福祉協議会 | (株)陸奥新報社 |
| 自動車安全運転センター青森県事務所 | 青森県PTA連合会 | 青森放送(株) |
| 軽自動車検査協会青森事務所 | 青森県高等学校PTA連合会 | (株)青森テレビ |
| (社)青森県安全運転管理者協会 | 青森県地域婦人団体連合会 | 青森朝日放送(株) |
| 青森県安全運転管理事業主会 | (財)青森県老人クラブ連合会 | 青森県高速道路交通安全協議会 |
| 青森県交通安全母の会連合会 | 青森県連合青年団 | (社)全国道路標識・標示業協会東北支部青森県協会 |
| (社)青森県自動車会議所 | 青森県弁護士会 | |
| (社)青森県自動車協会 | (社)青森県医師会 | |